

身体拘束廃止委員会の設置等について

介護保険指定基準の身体拘束禁止規定

サービスの提供にあたっては、入所者（利用者）又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の入所者（利用者）の行動を制限する行為を行ってはならない

○ 介護保険指定基準上、緊急やむを得ない場合には身体拘束が認められているが、これは、「切迫性」「非代替性」「一時性」の三要件をすべて満たし、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる。

1. 切迫性 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
2. 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
3. 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※ 三要件をすべて満たす状態であることを「身体拘束廃止委員会」等のチームで検討、確認し記録しておく

(身体拘束の事例)

1. 徘徊しないように、車椅子、ベッド等に縛る
2. 徘徊しないように、居室に施錠したり、昼間帯に玄関の施錠をする
3. 転倒しないように、ベッドに身体を縛る
4. 自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む（四方すべて）
5. 脱衣やおむつはずしを制限するため、介護服（つなぎ服）を着用させる
6. 向精神薬を過剰に服用させ動けなくする 等

当ホームにおける方針等

- 当ホームにおいては、開設以降、身体拘束は絶対にしない、との方針のもと、法人役員、管理者等が研修会等に参加し、スタッフ会議等において、身体拘束、高齢者虐待防止についての研修等を実施してきたところであります。

(新聞報道等の写しの供覧周知を含む)

しかしながら、当ホームにおいては、「身体拘束廃止委員会」等は、設置していなかったことから、今回の介護保険制度の改正もあり、別添のとおり「身体拘束廃止委員会」を設置し、3月に1回以上開催し、その結果等を委員以外の介護職員に周知徹底を図ることとする。

また、介護職員等に対し、身体拘束、高齢者虐待防止等の研修等を定期的 to 実施し、さらに意識の向上を図ることとする。

(参考)

身体拘束廃止未実施減算 10%/日減算 (新設)